

河川局砂防部
平成23年5月9日
15時00分現在

東日本大震災における土砂災害への対応について

1. 土砂災害の発生状況

< 土砂災害発生件数 >

【東北地方太平洋沖地震】計86件【死者19名】

【長野県北部地震】計23件

【静岡県東部地震】計3件

合計 112件【死者19名】(12県もの広範囲で発生)

上記の他、多数の山腹崩壊あり。

上記の他、岩手県沿岸部では山火事による被害あり。

- ・「岩手・宮城内陸地震(H20)」や「新潟中越地震(H16)」で天然ダムが発生した箇所については大きな変状なし。
- ・ヘリ調査等の現地調査の結果、新たな天然ダムの発生は見られなかった。

2. 当面の対応

砂防関連施設の点検

直轄事務所 1,952箇所 点検完了

17都県 4,324箇所

(予定箇所4,352箇所のうち、99%の進捗)

- ・県管理施設の一部に変状を確認。
- ・点検時に変状が見られた箇所については随時応急対策を実施。

土砂災害危険箇所等の点検

- ・点検の実施にあたっては、TEC-FORCEによる県への支援を実施。
- ・5月5日現在、震度5強以上を観測した市区町村を有する17都県のうち、積雪等で点検不可能な箇所を除き14都県において点検を実施済み。
(点検対象箇所31,344箇所のうち、25,533箇所(約81%)の進捗)
- ・点検時に変状が見られた箇所については随時応急対策を実施。
- ・点検結果は住民に情報提供し、住民の問合せ相談窓口の情報を周知。

土砂災害警戒情報等発表基準の暫定的運用

- ・土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準よりも引き下げ、気象庁と連携し、震度5強以上観測した17都県240市区町村において暫定的に運用。
- ・地域住民に土砂災害の危険度が高くなる見込みであることを、地震発生前と比較し、きめ細かに周知。
17都県240市区町村の土砂災害危険箇所約5万箇所には約85万人が生活（域内人口約2,500万人）

施設等による対策

震災による土砂の崩壊等が発生した一連の地区に対し、出水期までの応急対策に引き続き、再度災害を防止するための抜本的な土砂災害対策を実施。災害関連緊急事業8件採択、事業実施。

平成23年度補正予算

- ・砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施。
（事業費：2,600百万円）

3 . 今後の対応

被災地の復興のため、安全・安心なまちづくりと一体となった土砂災害対策を実施。

土石流危険渓流等の土砂災害の恐れの高い渓流等において、砂防設備等の整備。

土砂災害に対する警戒避難体制の強化について

東北地方太平洋沖地震等に伴い広域的に地盤のゆるみが発生し、今後の融雪や降雨により土砂災害の発生が懸念されることから、各都道府県に対し警戒避難体制の強化について4月5日に通知。都道府県は、市町村職員を対象とした土砂災害に関する説明会の開催や警戒避難体制強化に関する通知を発出。

外 号 建 上 23
日 月 年 (2011 年) 平成 23

各市町村長 様

長野県上田建設事務所長

東北地方太平洋沖地震等に伴う土砂災害に対する警戒避難体制の強化について (通知)

今般の平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (震度 6 強以上を記録した長野県北部の地震及び静岡県東部の地震含む) に伴い、広域的に地盤のゆるみが発生し、今後、融雪及び通常より小さい降雨で土砂災害が発生することが懸念されます。つきましては、下記の点に留意し、警戒避難体制の強化に努められますようお願いします。

記

- 1 土砂災害の恐れのある区域の再周知
土砂災害防止法第 7 条に基づくハザードマップ等を用いて、住民に土砂災害の恐れのある区域を再度周知して下さい。特に、今回の地震によって居所を移転した住民に対しては、土砂災害の恐れのある区域を確実に周知して下さい。
- 2 土砂災害警戒情報の適切な運用
土砂災害警戒情報については、危険箇所の点検や降雨実績等を踏まえ、適切に運用してください。また、土砂災害防止法第 7 条に基づく警戒避難体制の整備が適切に行われるようにして下さい。
- 3 災害時要援護者への対応
土砂災害防止法第 7 条の趣旨に鑑み、土砂災害の恐れのある区域内に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう避難体制を整備して下さい。
- 4 土砂災害危険箇所等の点検結果の情報提供
土砂災害危険箇所等の変状情報が住民から入った場合には、適切な対応をお願いします。また、「土砂災害 110 番」として土砂災害情報の窓口を設置していますので、住民への周知をお願いします。

警戒避難体制強化に関する市町村あての通知(長野県)

各自治体では、「土砂災害 110 番」等の土砂災害に関する相談窓口を設置している。



岩手県



秋田県



宮城県



長野県

担当者会議等により、市町村や出先機関等に対して周知を図っている。今後も複数の県において開催が予定されている。



説明会の様子(三重県)